

# 第1回 One Up Mate 勉強会

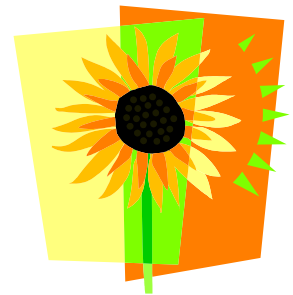
## ～ 診療報酬について考えてみよう! ～

2007年6月23日(土)

於 高村内科クリニック

### プログラム

- 14:00 ~ 初めのあいさつ(堀部)
- 14:05 ~ 医療保険について: 医療者の立場から(高村先生)
- 14:25 ~ 保険点数について: 自分の領収書と見比べてみよう!(事務)
- 15:00 ~ 休憩
- 15:10 ~ 調剤報酬について(清水)
- 15:25 ~ 質問・意見交換
- 15:55 ~ 終わりのあいさつ(堀部)
- 16:00 ~ 終了



**診療報酬** とは・・・病院などの保険医療機関等が、行った医療サービスに対する対価として受け取る報酬のことです。わが国では、すべての国民がいずれかの医療保険の対象となる仕組みがとられており、国民は受診する際に実際にかかる医療費の一部を自己負担し、残りは保険から支払われることとなります。

診療報酬は、診察や治療(医療行為)ごとに決められた点数にもとづき計算されます。保険医療機関等は、医療行為の点数を合計し、それを1点=10円で換算した金額を患者と診療報酬の支払機関から受け取ります。

今回の勉強会では、糖尿病診療に関係の深い5つの項目に絞って説明します。診療報酬についての理解が深まり、何かの役に立ったら幸いです。

One Up Mate

## 再診料

病院・・・57点　診療所・・・71点

外来管理加算・・・52点

厚生労働大臣が定める検査、処置、手術、麻酔及び放射線治療を行わず、計画的な医学管理を行った場合に算定できます。

時間外加算・・・65点、　深夜加算・・・190点、　休日加算・・・420点

## 医学管理料

特定疾患医学管理料・・・225点

生活習慣病などの厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に、医師が計画的に療養上の管理を行った場合、月2回まで算定できます。インスリン治療中の患者さんは除外されます。

外来栄養食事指導料・・・130点

在宅療養指導料・・・170点

医師の指示に基づき、看護師又は保健師が在宅療養上（インスリン投与等）必要な指導を個別に行った場合に、患者一人につき月1回（初回の指導を行った月にあたっては月2回）に限り算定できます。

診療情報提供料（ ）・・・250点

## 処方せん料

保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付した場合、交付1回につき算定できます。インスリンのみの処方の場合は算定できません。また、注射針のみを処方せんで投与することは認められていません。

内服薬が　7種類未満・・・68点　7種類以上・・・40点

後発医薬品を含む場合・・・2点加算

特定疾患処方管理加算・・・15点

診療所、200床未満の病院の外来患者で厚生労働大臣が定める疾患（糖尿病など）に対して、月2回に限り算定できます。

長期投薬特定疾患処方管理加算・・・65点

診療所、200床未満の病院の外来患者で厚生労働大臣が定める疾患（糖尿病など）に対して、28日以上処方を行った場合、月1回に限り算定できます。

## 在宅（医療）

在宅自己注射指導管理料・・・820 点

1 型・2 型（インスリンを投与している患者さんのみ）共に、月 1 回算定できます。

注入器加算・・・300 点

注射器（ペン型）は、名目上医療機関からの貸し出しとなっています。インスリンを投与している患者さんにおいて、注射器の貸し出し 及び 交換時 に算定できます。キット（使い捨てタイプ）では算定できません。

血糖自己測定器加算

インスリンを投与している患者さんで、自宅で血糖測定をしている場合に算定できます。

### 2 型糖尿病 の場合

血糖自己測定器加算（1 型糖尿病 以外）：月 20 回以上 測定・・・400 点

血糖自己測定器加算（1 型糖尿病 以外）：月 40 回以上 測定・・・580 点

血糖自己測定器加算（1 型糖尿病 以外）：月 60 回以上 測定・・・860 点

### 1 型糖尿病 の場合

血糖自己測定器加算（1 型糖尿病）：月 20 回以上 測定・・・400 点

血糖自己測定器加算（1 型糖尿病）：月 40 回以上 測定・・・580 点

血糖自己測定器加算（1 型糖尿病）：月 60 回以上 測定・・・860 点

血糖自己測定器加算（1 型糖尿病）：月 80 回以上 測定・・・1140 点

これらの点数は、注入器・血糖測定用紙・針などの <モノ> に対していただくものではありません。自己注射や自己血糖測定を実施している患者様の安全管理が医療機関に義務付けられていることに対して、一ヶ月いくらと決められています。

安全管理とは、自己注射に伴う器材・アルコール・綿・針・測定用紙などを、医師の指示があった場合に即提供できるようにしておくことや、使用後の注射器や注射針などの廃棄処理までを含んでいます。それらの費用を月に 1 回、来院時にいただきます。

そのため、受診時に <医療材料> を受け取らなくても、自己注射を在宅で行っていただければお支払いいただくこととなります。

## 検査

検体検査には 実施料 と 判断料 があります。実施料は検査を行う度に算定できますが、HbA1cなど、月に1回しか認められない検査もあります。判断料は、区分に属する検体検査の種類・回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日 に算定します。

### 実施料

血糖 .....	11 点	判 生化学 ( )
総コレステロール.....	17 点	判 生化学 ( )
HDL コレステロール.....	17 点	判 生化学 ( )
中性脂肪 .....	11 点	判 生化学 ( )
HbA1c .....	55 点	判 血液学
尿中 Alb .....	120 点	判 尿・糞便
<u>尿中一般物質定性半定量</u> .....	28 点	

尿中一般物質定性半定量検査 は、判断料が算定できません。

### 判断料

生化学的検査 ( ) 判断料.....	155 点	} 生化学的検査 ( ) ( ) には、 <u>まるめ算定</u> があります
生化学的検査 ( ) 判断料.....	135 点	
血液学的検査判断料.....	135 点	
尿・糞便等検査判断料.....	34 点	

生化学的検査 ( ) の、まるめ算定の点数

┌	5～7項目・・・102点
	8・9項目・・・111点
	10項目～・・・130点

血液採取 (1日につき1回まで) 静脈・・・12点      その他・・・6点

外来迅速検体検査加算・・・1点

当日医療機関で行われた全ての検体検査について、当日中に結果を説明し、結果に基づく診療が行われた場合、5項目を限度として各項目にそれぞれ加算できます。検査の一部を外注する場合には算定できません。